

## 令和4年度 建設工事等の入札制度改正について

### 1 格付基準の見直しについて

入札参加機会の格差解消のため、平成30年度から試行した建築一式・電気・管に係る格付基準について、次のとおり見直します。

#### 建築一式工事

格付	基準点	発注金額		基準点	発注金額
B	1219点以下	3億円未満	⇒	1219点以下	3億円未満
	～	～		～	～
	840点以上	7千万円以上		840点以上	<b>3千万円以上</b>

#### 電気・管工事

格付	基準点	発注金額		基準点	発注金額
B	1229点以下	1億円未満	⇒	1229点以下	1億円未満
	～	～		～	～
	730点以上	1千万円以上		<b>850点以上</b>	1千万円以上
C	729点以下	2千万円未満		<b>849点以下</b>	2千万円未満

### 2 最低制限価格等の算定式の見直しについて

建設業の健全な発展や工事品質の確保に向けて、契約価格の適正化や実効性のあるダンピング対策の充実を図るため、令和4年3月4日付で改定された「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事制度運用連絡協議会モデル」（中央公契連モデル）に準じて、久留米市等が発注する建設工事に係る最低制限価格及び低入札調査基準価格の算定式を次のとおり見直します。

現 行		令和4年度～
算定式  直接工事費×97% + 共通仮設費×90% + 現場管理費×90% + 一般管理費等×55%  上記合計額×1.1	⇒	算定式  直接工事費×97% + 共通仮設費×90% + 現場管理費×90% + <b>一般管理費等×68%</b>  上記合計額×1.1

実施時期：令和4年4月1日以降に発注（公告及び指名通知）する入札から適用。

### 3 入札不調対策の実施について

土木工事における入札不調が増加傾向にあることを踏まえ、制度の見直しを実施し、事業者が応札し易い環境づくりを行うことにより、入札不調の発生を抑制します。

#### (1) 手持ち本数制限の見直し

土木一式工事に係る条件付一般競争入札（総合評価落札方式を除く。）の手持ち本数制限を緩和します。

現行	⇒	変更
・手持ち本数制限（土木一式・建築一式・電気・管・塗装・造園）2本		・ <u>手持ち本数制限（土木一式）3本</u> ・手持ち本数制限（建築一式・電気・管・塗装・造園）2本

#### (2) 現場代理人の兼務可能件数の見直し

土木一式工事に係る現場代理人の兼務可能件数を見直します。

現行	⇒	変更
・要件(ア)を満たした場合、現場代理人の兼務を2件まで認める（土木一式・建築一式・電気・管・舗装）		・要件(ア)を満たした場合、現場代理人の兼務を2件まで認める（土木一式・建築一式・電気・管・舗装） + ・ <u>要件(イ)を満たした場合、現場代理人の兼務を3件まで認める（土木一式のみ）</u>

#### 【現場代理人兼務の主な要件】

- ・要件（ア）：兼務する工事の一方又は両方が、予定価格1千万円未満の工事で、工事現場の相互の間隔が10km程度で、いずれの発注者も認める場合、なお、兼務する工事はいずれも同業種の場合に限る。
- ・要件（イ）：兼務する全ての工事が、予定価格1千万円未満の工事で、工事現場の相互の間隔が10km程度で、いずれの発注者も認める場合、なお、兼務する全ての工事が土木一式の場合に限る。

詳細については、「建設工事における技術者等の適正な配置のための手引（現場代理人及び技術者の適正配置に関する要綱）」を確認してください。

4 条件付一般競争入札（総合評価落札方式）における提出資料の締切の変更について  
総合評価落札方式における技術資料の提出締切時間を次のとおり変更します。

現行	⇒	変更
・開札日が属する週の月曜日の 8 時 30 分		・ <u>開札日が属する週の月曜日の 20 時 00 分</u>